

ベルガモ宣言

～食品、ワイン、スピリッツ（蒸留酒）に関する世界の地理的表示の保護および発展について～

地理的表示によって保護される農産物・食品、ワイン、スピリッツの代表者として、

- 私たちは、地理的表示で保護された農産物・食品、ワイン、スピリッツは、経済的・文化的に、産地の貴重な遺産であるだけでなく、人的資源の価値を次世代に向けて伝える役割も担っていることを主張します。地理的表示の保護は、地域に結び付いた農産物の品質や独自性、特殊性を守り、伝統的な生産方法を存続させ、地域の発展を促進するための基本的なツールであると考えています。
- 私たちは、地理的表示で保護された産品が、地域の発展とサステナビリティの観点から優れたモデルであり、過疎化を食い止め、サプライチェーンの価値を最大化し、市場の不安定性を抑制するものであり、世界の経済、社会、文化にとって重要なものであることを繰り返し主張します。さらに地理的表示は、国際貿易や、消費者への正しい情報の伝達に寄与し、選択の幅を広げるとともに、ツーリズムや食品、ワインなど、多くの地理的エリアの重要なセクターにも貢献します。
- 私たちはもとより、地理的表示によって、またそれが厳格な管理システムの下にあることによって、地域の資源やテリトリー（これらは、産品の独自性を決め、かつ本来の地域以外への産品の流出を防ぐ重要な要因である）の保護が促され、地域コミュニティの伝統的な知識の保存も促されると主張しています。地理的表示保護制度は、サステナビリティの経済・社会・環境面でのグローバルな課題に立ち向かうために、他の社会経済でも採用されうる興味深いモデルです。
- 私たちは、国際貿易、特にウェブ上の取引において、消費者と正当な生産者の双方に有害な、地理的表示の模倣や濫用が増加していること、そして多くの場合、理解や適用の難しい、似通った国際的な保護法令や規制が増加していることを懸念しています。こうした濫用は、地理的表示エリアのセクター、産品の原産地および地域コミュニティの経済的なサステナビリティ全体を弱体化させ、脅かすものです。

このような考えから、G7加盟国の諸機関および国際社会には、以下の問題にさらなる配慮をしていただくことを要望します。

1. 生産者と消費者にとって、効率的で分かりやすく、かつ透明性のある、多国間の地理的表示保護制度の構築。ひいては、地理的表示をマルチレベルで確実に保護するための1つの方法として、1958年リスボン協定（2015年ジュネーブ条約で改正）の履行について考慮することを、私たちは、政策決定者に求める。
2. 知的財産権として、地理的表示の効果的な保護を確実なものとするために、ステークホルダーを巻き込んで、インターネットガバナンスの透明性を十分に向上させること。特に、トップレベル・ドメイン名とセカンドレベル・ドメイン名の割り当てに関するシステムについてICANNの管理を改善すること。また、Eコマースのプラットフォームと検索エンジンにおける、地理的表示の名称の正しい使用について改善すること。
3. 持続可能な発展目標（SDG）の達成に向けた努力など、経済・社会・環境面のサステイナビリティに対する地理的表示というモデルの寄与について、徹底した調査、研究、活動を行い、意識を高めること。
4. 特に途上国や紛争地域において、ベストプラクティスをやりとりするなどといった、生産者団体の直接的な働きかけ、および効果的なガバナンスモデルとシステムを通じて、地理的表示を強化するという目的のために、国際協力の財源を拡充すること。

2017年10月11日にベルガモに集った、地理的表示の代表者一同

原文：QUALIVITA ウェブサイト

<http://www.qualivita.it/en/bergamo-declaration-on-protection-and-development-of-gis/#!>